

論点

受動喫煙 対策どうする

2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、厚生労働省がまとめた受動喫煙の対策強化法案。飲食店内での全面禁煙を骨子とする内容だが、自民党の規制反対派などからは分煙で十分だとする意見が噴出し、法案提出が見通せない状況となっている。全面禁煙か、それとも分煙か。それぞれの立場からの主張を聞いた。

今国会に法案を目指す

厚生労働省が今月1日公表した受動喫煙対策案は、飲食店の原則屋内禁煙を柱とし、禁止場所で喫煙を繰り返した場合は「30万円以下」、喫煙禁止区分を守らない飲食店など施設管理者には「50万円以下」の過料を科す。バーやスナックなど主に酒類を提供する小規模店は原則禁煙の例外とし、その規模は「30平方メートル以下」と説明された。厚労省はこうした対策案を盛り込んだ健康増進法改正案を今国会に提出、2019年までの施行を目指している。

大和 浩

産業医科大教授



やまと・ひろし
1960年生まれ。産業医科大卒業後、呼吸器内科医として勤務。同大産業生態科学研究所に移り職場や公共交通機関の受動喫煙対策を研究し提言。現在喫煙していないが、7回の禁煙失敗経験がある。

屋内を禁煙とする法規制が検討されているが、特にレストランや居酒屋、バーなど飲食店の禁煙化について反対する意見が聞かれる。しかし、たばこの煙は、世界保健機関(WHO)が受動喫煙も含めて「ヒトに対する発がん性がある」と結論付けている。飲食店のアルバイトで働く多くが次世代を担う若者で、毎日数時間、受動喫煙にさらされる労働環境や、健康被害予防という観点から考えても、全面禁煙以外の対策はあり得ない。そのような環境で自分が働けるか、自分の配偶者や子どもを働かせられるか、考えてほしい。日本人を対象にした研究から、受動喫煙により非喫煙者の肺がんリスクが1.3倍に上昇すること、また、国内の受動喫煙による死者は推計年間1万5000人を超えることが昨年、報告された。ところがWHOの評価によると、日本の受動喫煙防止対策は世界の最低レベルという状況だ。喫煙と受動喫煙による健康被害を防止するため、2005年に発効した「たばこ規制枠組み条約」のガイドラインには「喫煙室や空気清浄機などの対策では受動喫煙を防止できない」と明記され、罰則のある法規制により屋内を100%全面禁煙とすることが、日本を含めた締約国に求められている。すでに、

分煙では健康被害防げない

世界の49カ国、米国の30州で企業、レストランやバーなどのサービス産業で喫煙室を認めることなく全面禁煙とする法律が施行されており、世界標準になっている。私たちの長年の研究でも、喫煙室を設置しても煙の漏れを防ぐことは不可能だ。また、煙と一緒に冷房が利いた空気が外に排気するため、電力を余分に消費することになり、私たちの試算では、1室あたり年間20万円以上の損失が発生する。一方、法規制した国々では、その効果として国民全体の心筋梗塞や脳卒中、気管支ぜんそくによる入院数が減少した。しかも、禁煙化の範囲がレストランやバーを含んで広いほど、入院数の減少度合いが大きく、最大4割も減ったと報告されている。また、禁煙化しても、吸わない人たちの来店が増えるため、売り上げは変わらないか、増加している。小規模なバーやスナックなどを禁煙の例外とする案も出ている。スペインは100平方メートル以下でそれより上で分けて規制したが結局は例外のない全面禁煙に落ち着いた。香港は07年に子どもも行くレストランを全面禁煙とし、09年からはナイトクラブ、マージャン店なども全面禁煙にした。日本でも、まずはレストランと居酒屋を禁煙とし、その後にはバーを禁煙化という意見もあるが、バーの従業員が発がんしない体質を持っているわけではない。国民の健康を考えれば例外をつくってはならない。今回、自身が喫煙する国会議員らから屋内の禁煙化に根強い反対の声があるようだ。それなら国会を喫煙可能な特区として、飲食店の禁煙化を先に進めるべきだ。飲食店からあふれてきた喫煙者に対しては、高さ3分の壁で囲いをして「公衆煙所」を設置し、その費用はたばこ税を上げて賄う。もしくは子どもが歩かなくなる時間帯の午後7時以降は路上喫煙禁止を緩和してはどうだろうか。(寄稿)

松沢 成文

前神奈川県知事(参院議員)

まつざわ・しげふみ
1958年川崎市生まれ。慶応大卒。衆院議員を経て2003年に神奈川県知事選に当選し、2期務める。13年参院選に当選し国政に復帰。著書に「JT、財務省、たばこ利権」ほか。一小平洋平撮影



神奈川県知事だった2010年、全国初となる受動喫煙防止条例を施行した。日本は受動喫煙を禁じた世界保健機関(WHO)の「たばこ規制枠組み条約」を批准しているのに、健康増進法の受動喫煙防止は罰則のない「努力義務」とどまっていた。国ができないなら、神奈川県から改革を進めようと考えた。受動喫煙防止の実効性を上げるには①公共的空間は屋内全面禁煙にして例外を設けない②違反に罰則を設ける③の2点が必要だが、業界団体や議会の抵抗は強く、屋内全面禁煙については、面積が狭い店は例外とせざるを得なかった。罰則規定は設けることができたが、県単独では摘発の態勢を十分に整えられず、条例施行後の摘発はゼロ。これでは抑止力にならない。条例の制定は画期的だと思いが、内容は70点だと思う。厚生労働省の受動喫煙対策案は、100点満点とは言えないが、内容は神奈川県条例より一歩進んでいる。罰則規定があり、違反した場合の過料は神奈川県約10倍の30万5000円。きちんと摘発できれば、かなり抑止力がある。問題は屋内全面禁煙だ。自民党の強硬な反対姿勢をみると、法案提出の段階では、神奈川県のように小規模飲食店への例外規定を入れ

例外つくれば不公平感生む

ざるを得なくなるだろう。これは二つの点で問題だ。まず、受動喫煙の被害は、狭い店の方が大きい。また例外があればあるほど、分煙のための設備投資にお金がかかり、業者間の不公平感も高まる。神奈川県条例制定にあたり飲食業界から意見聴取したが、反対論の中には「規制するならば平等に」という声もあった。意見聴取で印象的だったのは、同じ飲食業界でも、業態によって全面禁煙への賛否が違ったことだ。高級なすし店やフランス料理店では賛成が多い。新鮮なネタを扱うすし店にとって、たばこの煙はむしろ害悪であり「条例があれば喫煙を断りやすい」という。牛丼店などにも全面禁煙への賛成論があった。店は忙しい時間帯の回転率を上げたい。食後の一服でわずかも長居されるのは、正直困るというわけだ。神奈川県では条例制定に合わせ、日本マクドナルドが県内全店舗で全面禁煙を実施したが、一時的に来客は減ったものの、回転率が上がり、半年もせずに客足は元に戻ったという。「飲食業界は全面禁煙に反対」とひとくくりで語るのには間違いだ。飲食店の従業員には未成年もいる。たばこが禁じられている年齢なのに、喫煙者への応対を求められる現状を放置できない。どうしても吸いたい人は、屋外に出ればいい。日本では「歩きタバコ禁止条例」など屋外の禁煙が先行したため、喫煙者は屋内からも屋外からも閉め出されて疎外感がある。条例を持つ自治体と協議し、屋外の規制場所には喫煙所を用意するなどへの対応をすべきだ。日本はたばこを国家管理しているため、たばこ税収の落ち込みによる国家財政への影響を理由とした反対論もある。だが、海外では屋内全面禁煙により医療費が減少した国の例もある。その方が国家財政にも寄与するのではないだろうか。【聞き手・尾中香尚里】

ご意見、ご感想をお寄せください。〒100-8051毎日新聞「オピニオン」係opinion@mainichi.co.jp